

一般社団法人 日本栄養治療学会認定資格
「認定歯科医」2024年度資格更新のお知らせ

日本栄養治療学会認定歯科医制度規約に基づき、本学会認定資格「認定歯科医」の更新申請手続きを下記要領にて施行します。

記

更新該当者：2019年（平成31年）の認定者
（認定年月日が2019年2月13日の認定証を所持されている方）

申請期間：2024年8月1日（木）～2024年8月31日（土）

申請書類：※マイページ内【資格情報確認・編集】より添付いただきます。

1. 学会発表、司会等については証明が可能なプログラム、抄録
2. 日本栄養治療学会（旧 日本臨床栄養代謝学会・日本静脈経腸栄養学会）
学術集会参加証3回分
（※1回分のみ指定研修プログラムもしくはNSTフォーラムへの参加または、
JSPEN 栄養マスターコース受講証明をもって充当）
（※参加が確認されている学術集会は自動反映しております。自動反映されている
場合は参加証の添付は不要です。）
3. 認定歯科医認定証

申請に当たっては、「認定歯科医の更新について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本栄養治療学会 認定・資格制度委員会にて12月ごろに認定審査を行います。2025年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明書を送付いたします。認定証は認定更新料（10,000円）および2025年度年会費の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本栄養治療学会
認定・資格制度委員会
増本幸二

認定歯科医の更新について

前記のとおり認定歯科医の更新申請を実施いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備不足の無いよう申請をお願いいたします。

■認定歯科医の更新申請の要件（認定歯科医制度規約第15条）

認定歯科医 5年間で以下の1~4の各号をすべて満たす本学会会員の歯科医師は認定歯科医の更新申請を行うことができる。

1. 引き続き本学会の会員であり、申請の時点で会費を完納していること。
2. 本学会学術集会あるいは支部学術集会での発表1回（筆頭、共同を問わない）を必須とする。
加えて当委員会が適切と認める学会、研究会での臨床栄養に関する発表（筆頭、共同を問わない）、司会、座長、コメンテーターの経験を合計2回以上有していること。ただし、本学会主催または共催のTNT、NST医師教育セミナー、JCNT教育セミナー、LLL live course、NST専門療法士受験必須セミナー、NST専門療法士更新必須セミナー、スキルアップセミナー（2018年をもって終了）の各講師経験を有する場合には前記と同等の業績と判断する。
3. 本学会学術集会に3回以上参加していること。うち1回は、本会学術集会時の指定研修プログラムかNSTフォーラムへの参加または、JSPEN栄養マスターコース受講を充てることができる。
4. 定款施行細則第4条による休会期間は認定期間に含まない。休会中に取得した単位や資格更新申請は認めない。これに伴う更新時期は休会期間相当分延長するものとする。

付記)

当委員会が適切と認める学会、研究会とは、専門療法士認定規程に掲載された都道府県単位の認定
地方会研究会は適用外とし、本学会学術集会、支部学術集会に準じる規模の全国学術集会、地方会とする。

※申請要件の有効期間：2019年（平成31年）2月13日～2024年8月31日

■書類送付に関する注意

1. 本年度より、提出が必要な書類はマイページから添付・アップロードいただく形となっております。
添付いただく場合は、スマートフォンなどで撮影した画像でも構いませんが、不鮮明・見切れているものは無効です。
すでに参加を確認できている学術集会参加歴は自動反映されておりますので、その場合は参加証を添付いただく必要はございません。
2. 申請期限を厳守すること。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。